

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項
の規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

燕市長 殿

住 所
電話番号
申請者氏名
(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第
2条第34項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

- 1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
- 2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地
・商号（屋号）

・本店所在地
- 3. 設立する会社の資本金の額 万円（会社の場合）
- 4. 事業の業種、内容
- 5. 事業の開始時期 令和 年 月 日

証明日 令和 年 月 日	燕市長	印
申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。		

有効期限 令和 年 月 日まで

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起
人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

令和 年 月 日

燕市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができます。

4. 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞について

- (1) 創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金＜創業型＞の申請対象になる。
※補助上限200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日（設立年月日）が公募締め切りから起算して1か年の間であること。
- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、小規模事業者持続化補助金（創業型）を活用することができます。